

## 独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準

### 太陽化学株式会社

当社取締役会は、当社における社外役員（※1）の候補者を選任する際に、その独立性を確保するため、社外役員の選任基準を制定する。

社外役員の選任基準は、次のとおりであり、いずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- (1) 当社及び当社の関係者（以下、併せて「当社グループ」という。）の取締役、監査役、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその2親等以内の親族
- (2) 直近5年以内に当社グループの主要取引先（※2）の取締役、監査役、従業員として在籍していた者
- (3) 当社株式議決権の10%以上を有する株主（法人株主の場合はその業務執行者）
- (4) 直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けている専門的な役務の提供者（※3）
- (5) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- (6) 直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者
- (7) 取締役の相互派遣関係にある者
- (8) その他当社グループと重要な利害関係にある者

注 ※1 社外役員とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役、及び会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

※2 当社グループへの直近の事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先をいう。

※3 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問をいう。

平成25年 5月13日制定

平成27年11月 9日改定